

徳島出身でございますが、なお、民主主義、また憲法価値全体を考えたときに、そのように申し上げなければいけないことを一言申し上げさせていただきます。

では、まず、我が会派提出の法案について説明をさせていただきます。今回の改正案の趣旨について答弁をいただきたいと思えます。

○委員以外の議員(難波奨二君) お答えいたします。

本法律案は、党利党略というべき昨年の衆議院議員定数六増法による国民の政治不信の高まりなどの目下の政治状況等を踏まえ、行政改革の理念に鑑み、国会全体の経費の節減に資するため、憲法第四十九条の趣旨を適正に踏まえ、各議院の議長、副議長及び議員の歳費月額を衆参の差なく減額するものでございます。

○小西洋之君 ありがとうございます。

この法案の中では、議長、副議長、議員の歳費月額のみならず、総理や最高裁長官の報酬月額等についても減額をしているところですが、その理由について答弁願います。

○委員以外の議員(難波奨二君) お答え申し上げます。

本法律案は、行政改革の理念に鑑み、国会の経費節減のために、各議院の議長、副議長及び議員の歳費月額を減額するものでございますが、その際、各議院の議長の歳費の減額措置が講じられることから、あくまでも三権の均衡の観点から、内閣総理大臣の俸給月額及び最高裁判所長官の報酬月額につきましても減額を行うものでございます。

○小西洋之君 この法案においては参議院議員と衆議院議員を同じ額を下げるということになっているわけですが、片や、先ほど岡田参議院議員の答弁にもございましたが、与党の方から参議院議員のみの歳費を下げるというような法案も提出され、今、撤回をされておりますけれども、この、今の提出法案において両院同じ歳費にするというその考え方について答弁を願います。

○小西洋之君 立憲民主党・民友会・希望の会の小西洋でございます。

冒頭、私どもの法案の質疑を行わせていただく前に、今の質疑、答弁を伺っておりますが、昨年のいわゆる六増法の経緯でございますが、もう繰り返すまでもなく、議長の下に置かれました専門委員会が十七回にわたって各党各会派の真摯な議論が行われた、そして専門委員会の報告書が五月七日に出された、しかしその間、一言も議論されていなかった六増法なるものが急遽、突如、与党の方から提案をされ、我々野党の議長への真摯なあつせん要請にもかかわらず、そうしたことも一切なされないままに強行採決をされたものでございます。

歴代の最高裁判決が一票の較差の問題について参議院選挙について触れている以上は、もし定数増をするのであれば、これは、沖縄復帰以後、戦後初めての定数増でございますけれども、沖縄復帰以外、定数増するんであれば、それは較差の是正に用いるべきというのが当然三権分立の下の立法院の在り方だと思えますが、そうした憲法上の問題、あるいは、民主主義の根幹が選挙制度でございますので、そうしたものに非常に大きな禍根を残している制度であると、私は、合区対象県の

○委員以外の議員（難波獎二君） 重要な御指摘をいただいたというふうに考えております。

憲法四十九条におきましては、一両議院の議員は、法律の定めるところにより、国庫から相当額の歳費を受ける。」とされております。

また、憲法前文や第四十二条、四十三条等におきましては、参議院議員について、国民の代表者として、厳粛な信託を受ける地位、全国民を代表する地位、国権最高機関である国会の構成組織員たる地位において衆議院議員と同等であるとされております。

また、参議院議員は、その職務においても、憲法及び国会法等により、質問権、表決権等々について衆議院議員と同等の権限、職責を担い、さらには、両院協議会、裁判官弾劾裁判所等々、衆議院議員と同一の機関において同一の職務を遂行することとなっておりますことから、参議院議員の歳費につきましても衆議院議員の歳費と比べて差異を設けることは憲法に違反するとの考えによるものでございます。

加えまして、学説上も、憲法学者の宮澤俊義氏による、両議院の間に差等を設けること、すなわち甲院の議員の歳費の額と乙院の議員の歳費の額の間に差等を設けることは、特にそれらについての根拠が憲法に見出されない以上、許されないと解すべきとの解釈が通説であると承知しているところでございます。

このようなことから、両院議員の歳費に差異を設けることは憲法上許されないとの方を基つき、両院議員の歳費を同額で引き下げることが提案しております。

○小西洋之君 非常に重要な答弁をいただいたと思います。明確な答弁をありがとうございます。

では、続きまして、この本法案におきまして、減額ですね、減額措置のその算定の基礎となる考え方を答弁願います。

○委員以外の議員（難波獎二君） 国会議員につきましては、参議院議員の定数の増加によって増大

する経費の一年分に相当する額を参議院議員の歳費月額を減額することによりまして相殺することとしたものでございます。

内閣総理大臣につきましては、三権の均衡に鑑み、内閣総理大臣の俸給月額につきまして、各議院の議長と同等の引下げを実施するものでございます。

最高裁判所長官につきましては、三権の均衡に鑑み、最高裁判所長官の報酬月額につきまして、各議院の議長と同等の引下げを行うものでございます。

以上の歳費の月額の減を積算いたしますれば年間六億六千七百四十四万四千円となりまして、自公、無党派は、三年間の合計額でこれ最大でも六億七千七百万を期待する一過性のものでございませう。行政改革の理念に鑑みた国会の経費削減等を講じる本法律案とは本質的に性格を異にするものと考えております。

○小西洋之君 ありがとうございます。

今、この立憲民主党・民友会・希望の会が提出の法案と、また自民、公明、無所属クラブの提出の法案の本質的な違いについても答弁をいただきましたけれども、では、自民、公明、無所属クラブ提出の法案の方について質問をさせていただきますというふうに思います。

冒頭、昨年の六増法の経緯を申し上げさせていただきますが、今国会のこの歳費に関する法案が提出され、また今日、議院運営委員会が開かれているこの経緯につきましても我が会派は誠に遺憾であるというふうに考えております。参議院の幹事長級会談が開かれていたわけでもございませうが、そこで議論が尽きない間に議論が打ち切られて議論が開かれると、そうした状況になっているものと思えます。

本来、この歳費、選挙制度も同じでございますが、国会議員の地位や身分そのものに開わる、それは同時に国民から見ても民主主義の在り方に開わる問題でございますので、少数会派の方々を含めて全党全会派でしっかりと真摯なる議論を積み重ね

ねて、全会一致で改革をするのであれば、変えるのであれば変える、そうした性格のものであるというふうに考えるところでございます。

その上で、法案についてまず質問をさせていただきたいと思えます。

先ほどの自民党の佐藤先生の御質問でこの間の経緯は御答弁いただきましたので、経緯のところはちよっとはしよっていただいで結構でございますけれども、この度の法案第二六号でございますけれども、その福利は国民がこれを享受するといふふうにして書いてあるわけでございます。

国民の福利を実現する、国民に福利をもたらすために国会議員の数を増やしたのに、にもかかわらず歳費を減額するというのは、これは一種のポピュリズムではないでしょうか。

○委員以外の議員（岡田直樹君） 先ほどの経緯については既に御答弁申し上げましたので簡潔に申し上げたいと思えますけれども、初め、私も歳費減額の法案を提出いたしましたし、これは、参議院に特別な事情が生じて、その必要性があつて、臨時特例的な措置として歳費の額等を法律で定める、その場合、参議院と衆議院と異なることがあつても憲法違反ではないという認識の下、また、憲法学説も、宮澤俊義先生ほかお一人の方が、これは異なることがあつてはならないとおっしゃっていたわけですが、通説とまで

は申し難いという判断もございまして、これは憲法違反ではない、このような確信から提出をいたしましたものの、やはり各派の御意見を聞いて、丁寧な幹事長会議も開き、また個別の協議を尽くしてこの場に審議をいただいておりますものと思っております。

それで、ポピュリズムではないかというたたいまのお尋ねであります。

私も、一般的にポピュリズムというものには批判的でありまして、その点では小西先生と認識を一致するところでございますが、かつて昭和の時代、衆議院が定数を増加させておりました。このときは歳費減額や自主返納という

ような話はなかったわけでありませうけれども、やはり時代状況が異なっております。また厳しい財政状況を考慮するならば、これは定数増に伴う経費の増大分について対応することは政治の責任であつて、決してポピュリズムとは言えない、このように考えます。

なお、自主返納とはいへ、いたずらに返納競争に走るようなことは全く好ましくなく、そのためにも、両議院の議員に相当額の歳費を保障する憲法第四十九条の趣旨をしっかりと踏まえて、本法案では自主返納額の目安を規定することといたしております。

○小西洋之君 必要があり、臨時特例的な措置というふうにおっしゃいましたけれども、かつて大震災が起きたときに、発生したときに、我々衆参議員、歳費を削減しました。国民と痛みを分かち合い、みんなで復興を目指していく。ただ、我々国会議員として、当然、立法府に託された職務、職責はこの復興のためにこれまで以上に果たしていく、そうしたことであつたというふうに思っています。

ただ、この度は、与党のお考え、与党の強行採決によつて六増をやらせられ、その六増に見合う分の歳費を参議院議員が自主返納するようにすると。これはやはり、国会議員とは一体何たるか、国民に、国民の代表として大きな福利をもたらすという憲法の定めを見たときに、これはやはりポピュリズムとしか私は言いようがない、非常に残念な法案であるというふうに考えるわけでもございませう。

なお、ちよつと一言、衆参議員の歳費に差を付けることは憲法ではないかというふうにおっしゃいましたが、先ほど難波先生答弁にありましたように、宮澤先生の説明、ほかの憲

法学者も同じですが、憲法に差を付ける根拠が見出せない。これはただの違憲ではなくて、もう真っ黒くろすけの違憲であるということで、根拠は見出せないわけですが、大先生方の生涯を懸けて日本国憲法を見ても、衆参議員で差を付けるその根拠というものが憲法上見出せないというところがございますので、もうこれ、当たり前前の当然の通説であると理解すべきであるというふうに思います。

じゃ、次の質問に移らせていただきますが、この第二六号法案につきましては、昨年の六増法の附帯決議の第二項を立法の根拠としているわけですが、同時に、その附帯決議の第一項は、参議院の選挙制度の抜本改革について定めているものではないかと。

この附帯決議、それぞれ、第一項、選挙制度改革、第二項、参議院全体の経費削減について、これまでの与党の取組、またその御自身の評価について答弁をお願いします。

○委員以外の議員(岡田直樹君) 与党の中でも、まず自由民主党としての立場でお答えを申し上げたいと思います。

我が党としては、やはり都道府県単位の選挙区選挙と全国を区域とする比例選挙の二本立てを維持すべきとの立場に立ちながら、多くの道府県が要望しております二県合区の解消を訴えてきています。ところであります、そのために各都道府県単位の少なくとも一人の参議院議員を選出できる制度の実現に向けて憲法第四十七条等の改正も打ち出しているところがございます。

また、参議院全体の経費削減につきましては、この附帯決議の1が求める今後の参議院選挙制度改革について、本年の通常選挙後に新しい体制の下で行われることを想定しているものではないかと。この附帯決議に基づき、各会派が参加する形で、これまでの議論の蓄積をベースとしながら、参議院の役割及び在り方を踏まえた検討が進められていくものと考えております。

してもお答え申し上げます。

昨年の公選法改正の際の附帯決議につきましては、当該改正では一票の較差は是正されるものの抜本的改革とまでは言えないものであり、また定数増への懸念も見られたことなどから、自民党と調整しつつ、我が党が提案してこの附帯決議を行っていただきました。

今後の参議院選挙制度改革につきましては、我が党としては、一票の較差の抜本的な是正が重要であり、人口較差の更なる縮小と参議院選挙区を持つ地域代表的な性格を両立させる方向で検討していくべきだと考えておりますが、附帯決議の1におきましては、基本的に、本年の通常選挙後、新しい構成の下で行われるものと想定してございまして、この附帯決議に基づき、憲法の趣旨の通り、参議院の役割及び在り方を踏まえた検討が進められていくものと考えております。

また、附帯決議の2の経費削減につきましては、今ほど自民党からも答えがありましたとおり、公職選挙法改正案の成立後すぐに検討チームを設けてまいりましたわけであり、後、各会派の協議により検討していく必要があるとの判断をいたしました。この自主返納案となりました歳費法改正案の附則で、更に検討を行い、必要な措置を講じることと規定しているところであります。

通常選挙後におきまして、この規定に基づき、全ての会派が参加する形で経費削減に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○小西洋之君 今の答弁に加えまして、二点伺わせていただきます。

まず、七月の選挙が終わった後に選挙制度について新しい議員、メンバーで議論をするんだというところなんですが、なぜ議長の下での選挙制度の専門委員会をこの一年間開かなかつたのかというところが一点。

もう一つ、この二六号が通つたならばという前提でございますけれども、で答弁をされているわけでございますけれども、各会派が集まった場で

経費削減について議論をしていくということでございますが、それをまさにこの法案を出す前に各会派で経費の削減を附帯決議に基づいてすべきではなかつたのか。

附帯決議の1号、2号を何もしないままにポピュリズムの形で法案を出すのは不適切ではないか、答弁をお願いします。お一人で結構ですので。

○委員以外の議員(岡田直樹君) さきの公選法改正につきましては、各派の参改協の下に置かれた選挙制度専門委員会が様々な議論が尽くされ、本当に多くの御意見をいただき、大変回数も重ねて熟議に熟議を尽くしたわけでございますけれども、やはり選挙制度となりまして、各派の間でなかなか溝というか隔たりも大きい中で、選挙まで一年というタイミングであつた形での提案をさせていただきます。

これは、一年間の周知期間を少なくとも要するだろうという、これまでの常識も踏まえてその時期に改正を行ったわけでありまして、これから後の次の選挙以降のような選挙制度を構築していくかということ、やはり同じように、この参議院の、七月に想定される参議院の選挙が終わった後、速やかに新しいメンバーで腰を据えた議論が必要だと思っております。

それぞれに、我が党でもそうした次に向けての議論を有志の間でもいたしておりますけれども、やはりこの参改協あるいは選挙制度調査会あるいは専門委員会というものが本格的に議論を始めるのはこの選挙が終わった後速やかに。そのときは皆様と本当に忌憚のない率直な議論を重ねてまいりたいと思っております。経費削減の議論も、これ自民党と公明党でプロジェクトチームをつくって議論をいたしましたけれども、やはりこうした参議院全体に関わる事柄、経費の削減といった大きな課題については、与党も野党もなく、全会派が腰を据えて一つのテーブルに着いて長期やることが必要だと。そういう認識に立って、これをこの選挙後、この法律が通つた後、本格的にお願い

をし、そのときは我々野党も関係なく大胆に同じ方向を向いて経費の削減に努めてまいりたい。このように、幹事長クラスの方々が集まった会議でもこの点は認識を共有できたのではないかと思っている次第であります。

○小西洋之君 後段で最後答弁いただいた経費削減の取組ですが、我が会派の考え方としては、幹事長級会合で合意というふうなこともおっしゃっていただきましたが、一般論として、その経費削減のための議論をすることは、当然、我が会派は常にやっておりますが、賛成でございますが、こういう法案を出す前に全会派でしっかりとそういう経費削減の議論を行うべきであつたのに、それができていないということはそれはお認めいただきました。

また、選挙制度改革の専門委員会、この間、一年間一度も開かれていないわけでございますが、昨年五月七日の報告書にこのように書いてあります。ここまで選挙制度改革について丹念に論点を整理し議論したことは余りないのではないか、参議院の在り方も踏まえた議論を参議院改革協議会にこの専門委員会の答申を踏まえてお願いしたいというふうな岡田専門委員長の下での答申で書かれているわけでございますので、本来であれば、そうした選挙制度の在り方についてこの一年間議論をしなければいけなかつた。しかし、それもせず、七月の、来月の参議院選挙前にこうした法案を出されてくるのは、やはり国民に間違つた形ではあると思う。ポピュリズムになつてしまつてい

では、法案の中身について質問をさせていただきます。節減額について先ほど答弁をいただきましたけれども、参議院事務局の資料を見てみますと、参議院議員の歳費やあるいは秘書などの事務的経費が議員一人当たり年間七千五百万円でございます。また、六人増やすための新しい議員会館の執務室などの設置費用でやはり三億六千万あるいは

八千万といったような金額が必要になるといふことになっております。そうした金額を総合すると大体三十一億円くらい掛かるのではないかと。

ところが、今出されている法案ではこの額に足りるかどうかということ、ちょっとまとめて答弁をお願いしたいんですが、自主返納ということとでございまして、どれくらい自主返納がなされるというふうにお考えになっているのか。もし、その自主返納、この法案発議者の前提は、一〇〇%の自主返納ということをお前提とされている、あるいは別の数字があるのであればそれをお示しいただいて、それが達成できない場合に国民の理解が得られると考えるというふうな場合、答弁願います。

○委員以外の議員(堀井巖君) まず、七万七千円の算出根拠から申し上げますと、昨年の公職選挙法改正の際に参議院倫理選挙特別委員会で行われたこの附帯決議、御案内のとおりでございますが、「参議院議員の定数の増加に伴い、参議院全体の経費が増大することのないよう、その節減について必要かつ十分な検討を行うこと。」とされているところでございます。

したがって、経費の節減を行っていくためには、まず経費の増大分について対処することが必要と考えております。この経費の増大分についてでございますけれども、本年の通常選挙により参議院議員の定数が三人増加することに伴い必要となる経費、人件費と義務的経費が考えられますが、この三年間の合計額が現時点での試算で約六億七千七百万円となります。これを参議院議員の定数である二百四十五人で割り、さらに三十六か月で割って計算すると月額七万七千円となるというふうなことでございます。

今委員の方からは三十一億円というふうなお話がございますが、私どもの考え方としては、確かにこの公職選挙法においては参議院議員の定数は二百四十八となっておりますけれども、今の申し上げたこの平成三十年の公職選挙法の改正法附則第三条では、次の通常選挙選出議員の任期の開

始の日から令和四年七月二十五日までの間は参議院議員の定数は二百四十五人というふうになっております。

それと、あわせて、参議院の選挙制度改革についても、今後引き続き、先ほどか答弁がありますように、検討が行われることとなっておりますというふうなことでありますので、令和四年の通常選挙を念頭に置いて参議院の選挙制度改革の検討を進めていくというふうにお考えしております。したがって、この三年間の増大する経費、約六億七千七百万円を念頭に置いたところとしておりますのでございます。

また、さらには、参議院の経費の節減につきまして更に検討を加えて必要な措置を講ずることを改正法の附則でも規定しているところであります。経費節減のための措置を確実に講じていくことによりまして国民の理解を得ていきたいと考えているところでございます。

それから、議員会館の改修につきましては、現在、既に工事が終了しております。参議院事務局によりまして一億八千七百万円余の費用が掛かったところでございますが、この費用につきましては、平成三十年度の既定予算をやりくりして捻出されたというところでございます。

また、自主返納率の見込みでございます。もちろん、自主返納であります以上、基本的に返納するかどうかや返納する場合の額につきましてはそれぞれの参議院議員の判断に委ねられることにならるわけでありますので、現段階において経費の自主返納の額を確定的に今申し上げることはできないわけでございます。

しかしながら、今回の法案では、附則第十六項におきまして、月額七万七千円を目安とするというふうな規定をいたしております。また、改正法附則第三項においても、自主返納について参議院全体として取り組むよう努めると規定しているところでございます。

これらを踏まえまして、この歳費法改正法案の我々提出会派を中心として、会派としてこの自主

返納に取り組むことなども想定されているところでありまして、多くの参議院議員がこの目安を基にした返納を行うことで経費増大分の相当部分カバーされるものと考えております。

以上でございます。

○小西洋之君 今の答弁でございますが、六年掛けて六増するわけでございますので、本来、その六増分の経費の増について、提出者のお考えであれば、歳費の削減でなければいけないところを、三年分、向こう三年分、三人分だけをされているということでございます。

今答弁されてしまったけれども、じゃ、なぜそういう恒久法にしなかったのかをもう一度、ちょっと時間がありますので簡潔に、なぜ六人分にできなかったのかということ、六年後に終わる、六人の増というのは、今、六増法案が生きてくる限りは永久に続きますので、質問番号の問い四でございますけれども、なぜそうした恒久法にせず、まあびつくりしましたけれども、三人分の三年だけの法案にされたのでしょうか。簡潔にお願いいたします。

○委員以外の議員(堀井巖君) まず、恒久法になぜしなかったのかということについてでありますけれども、まず、公職選挙法が寄附禁止を定めております。その趣旨から考えますと、歳費の一部の返納につきまして寄附禁止の適用除外を一般的、恒久的な制度として定めるのは適切ではないのではないかと、このように考えているところでございます。また、こうした措置は参議院の特別の事情が認められることを前提として講じられるものでありますことから、参議院議員の定数が三人増加する約三年間を念頭に置いているものでございます。

また、先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、平成三十年公職選挙法改正法に対する附帯決議にもありますように、参議院の選挙制度改革について引き続き検討が行われることになっていくところでありまして、この令和四年の通常選挙を念頭に置いて参議院の選挙制度改革の検討が

進められていくものというふうには承知いたしております。そのようなことを考え合わせ、この三年間、この三人ということになると考えているところでございます。

以上です。

○小西洋之君 その返還の期限、あるいは返還の額もなかなかおっしゃっているその立法の趣旨と整合しない。参議院議員の数を増やして、その分の経費の増を歳費減額で賄うというお考えは、なんですか、非常に整合性が取れない立法であるというふうにお考えですか。

次に進みますが、問の七番、八番でございますけれども、条文上、七万七千円ですね、自主返納の目安にするというふうにありますけど、あくまで目安でございますので、条文解釈上、七万七千円を超える金額あるいはそれに足りない金額の寄附も可能なかどうかということ、仮にそうしたことが可能であれば、まさにポピュリズムで、自分は余裕があるので歳費の半分戻すと、あるいは八割戻す、二割、三割戻す、そうしたような議員あるいは会派を始めとした動きが出るかもしれない。

そうした場合に、憲法四十九条でございますけれども、「国庫から相当額の歳費を受ける。」と定められております。これはどこの憲法の教科書を見ても、国会議員の身分保障、国民のために代表者として働くための身分保障であり、それは国民の側から見れば参政権の保障の規定というふうにされております。

好きな金額だけを幾らでも戻せるような制度をつくらぬ、こうした憲法四十九条の趣旨を踏み外してしまうのではないかと。すると、この目安というものは、そういう憲法四十九条の趣旨を踏み外すような返納はできない、そういう趣旨でよろしいのかどうか。

その二点、お願いいたします。

○委員以外の議員(堀井巖君) まず、七万七千円超あるいは未満でもこれは返納、寄附が可能かどうかという御質問でございますけれども、月額七

万七千円というのは、歳費の一部を国庫返納する場合の御案内のとおり目安でございますので、基本的に、国庫に返納するかどうか、返納する場合にはその額を幾らかとするかにつきましては、もちろんそれぞれの参議院議員の判断に委ねられていくという条文でございます。

したがって、条文上、七万七千円超や未満でありましても、歳費の一部に相当する額であれば返納は可能であると、このように解されると考えております。

また、次の質問といたしまして、この目安の規定と憲法四十九条との関係についてでございます。

まず、歳費法のこの附則第十六項でございますが、参議院議員の歳費の自主的な国庫返納の措置が参議院に係る経費の節減に資するためのものであることに留意する旨及び目安となる金額について規定することにより、継続的に参議院に係る経費の節減効果を確保し、国庫への負担を実質的に軽減することのほか、返納額を競うことにならないようにすることを趣旨とするものでございます。

今御指摘のこの憲法四十九条は、国会議員の地位の重要性に鑑み、その職責を遺憾なく遂行できるようにするため、相当額の歳費を受けることを保障するものでありますので、このような趣旨からすれば、目安とされます月額七万七千円を大幅に超え、返納額を差し引いた歳費の額が相当額とは言えなくなるような例えは額の自主返納ということが行われたとしましたら、それは、そのような趣旨に、自主返納の趣旨に反し、望ましくないと考えるのではないかと考えているところでございます。

○小西洋之君 憲法四十九条との関係では明確な答弁をいただいたように理解をさせていただきます。

問い十、十一を伺わせていただきますが、条文上、参議院全体として、この寄附、返納ですね、返納の寄附にこれに取り組むように努めるという

ような規定がありますが、我が会派はこれ反対でございますけれども、返納の意思がない議員に対して不当な圧力にならないのかどうかという点、また、次の質問でございますけれども、自主返納を行わない参議院議員に対して、自主返納を行う参議院議員やその者が所属する会派や政党から批判が行われる、このようなことは本法の趣旨に反するかどうかについて答弁を願います。

○委員以外の議員(堀井巖君) まず、返納の意思がない議員に対しての圧力の点についてお答えを申し上げます。

歳費の一部の返納は、参議院に係る経費の節減に資するものであります。また、参議院に係る経費の節減は参議院全体の課題でありますことから、参議院全体として取り組むよう努めるという旨は規定をさせていただいているところでございます。

一応そのような規定がもちろんございますが、基本的には、国庫に返納するかどうか、返納する場合にその額を幾らかとすることにつきましては、もちろん、先ほど申し上げましたように、それぞれの参議院議員の判断に委ねられるものでございます。したがって、返納の意思がない議員の方々に對する不当な圧力とはならないものと考えているところでございます。

次に、この自主返納を行わない参議院議員の方々に對して様々な批判が出る、これは本法の趣旨に反するかどうかということであり、けれども、繰り返しになりますが、自主返納である以上、基本的に返納するか否かはそれぞれの参議院議員の判断によるものでありますので、法律上、返納が強制されるものではございません。

したがって、もちろん、返納しないから、これは何かそこですくにいたらずに批判を受けるものではない、このように考えているところでございます。

○小西洋之君 質問させていただいたときに、なぜこのような法案をという思いばかりが募るわけでございますか。

次の質問なんですけれども、附則の中に、参議院に係る経費の節減については、更に検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする、ことというふうにありますけれども、この必要な措置についてでございますけれども、先ほどから令和四年七月三十一日まで選挙制度の改革の議論やあるいは経費節減の全会派の議論をしていくんだというふうなことをおっしゃられていくわけでございますが、この今申し上げた必要な措置には、令和四年七月三十一日以前に、返納、寄附ですね、この法律の運用を停止し、あるいはこの法律そのものを廃止することが含まれるのかどうかについて答弁を願います。

○委員以外の議員(岡田直樹君) ただいまの御質問に對して、私どもはあくまでも三年間の時限的な自主返納法案を御提案申し上げておりますので、現段階において、期間途中での運用停止や規定の廃止がなされるということは想定してございません。

参議院に係る経費の更なる節減については、その決意を示すためであって改正法の附則で規定したものでございまして、また、その必要性自体は全ての会派において共有されるものであると思われることから、必ず、この検討の結果、経費節減のための措置が講じられていくというふうにご検討しております。

小西議員が、途中で運用停止あり得るか、あるいはこの制度の見直しあり得るかという、三年以内です、そういうお尋ねの趣旨というのは、これは参議院全体の経費の節減についてスピーディーに取り組んで必ず実績を上げると、そういうお尋ねの趣旨ではないかと考えておりました。そのことを私もしっかりと受け止めていただいで、もう本当に超党派で精力的に検討を進めていきたい、こんな覚悟でございます。

○小西洋之君 いや、私の質問の根本の趣旨は、冒頭から申し上げておりますように、参議院議員の数を増やして、にもかかわらず、それを、歳費

を削減してその経費を賄うというふうなことはもうボビュリズムであり、やめるべきであると。増やされた、新しく増える参議院議員も含め、我々がみんな国民のために働いて、国民に大きな福利をもたらす、元々そういう決意がないのに、果たして我々国会議員として仕事ができるのかと、そこまでの思いでございます。

そして、もしやるのであれば、こんな法案をこの議論でまた議論をする、くらいであるのであれば、そうした政治状況に鑑み、衆参同時にもう初めから下げると、自主返納というふうな形ではなくて、初めから堂々と下げるといふようなことを我が会派は提案をさせていただいているところでございます。

ちよつと配付資料の方を御覧いただきたいんですが、一ページ目は、衆議院の方で歳費の在り方について過去議論がございまして、ちよつと小さな文字ですが、線を引いてあるところが歳費の趣旨でございます。議員の歳費は、国民の代表たる国会議員がその重要な職責を遺憾なく遂行することについての報酬である、また、国会議員がその地位にふさわしい生活を維持するための報酬として受けるものでありというふうなことが明確にうたわれているところでございまして。

こうした歳費の趣旨の、根本の趣旨について、全政党、全会派の議論がなされずに、こうした議論が開かれていくこと自体が、委員会を開くこと自体が誠に遺憾であるというふうにご思召でございます。

その次のページを御覧いただきたいんですが、これはちよつと私が一議員として研究をさせていただいたものでございますが、先ほどから申し上げておりますように、大増法に付された附帯決議に経費の節減について取り組むというのを書いてあります。であるならば、この歳費の自主返納というふうなことをお考えになる前に、参議院の経費は本当に節減の余地がないのかどうかについて真剣に議論をするべきであるというふうな思い

す。

次の三ページは、衆議院で、つい先週でござい  
ますけれども、質問主意書の質問と答弁書、今、  
私の手元に持っているこれ、実物でございませ  
けれども、我々が出すこの質問主意書の質問、また  
戻つてきた答弁書、わざわざ衆議院の議院が国立印  
刷局に発注して、発注して、この答弁が、既に  
我々が確認できる、もうとうに確認できるよりも  
数日後に印刷物を配っていると。多分、ここ  
に、委員会にいらつしやる先生方、この印刷物を  
多分仕事で使われたことないと思うんですが、そ  
うしたものです。

先ほどの二ページにお戻りいただきますと、実  
は、こうした広い意味でのペーパーレス化でござ  
いますけれども、無駄と思われる、廃止して誰も  
困らないし、国民的観点からすれば直ちに廃止す  
べきと思われる、実は無駄、印刷発注がございま  
す。一番大きいのが委員会の会議録でございま  
す。

今の、この今日の議院運営委員会のこの会議録  
も、記録部が記録を作つてその確定稿ができた  
後、確定稿が我々の、参議院のホームページのイ  
ントラに載つた三日か四日後に、印刷局から発注  
したものが我が参議院議員とあと衆議院議員、そ  
の他の部署に、全議員、その他の部署に配られて  
いる。何とこの印刷物の印刷費用なんですが、年  
間で二億円です、昨年の例だと二億二千万円。こ  
れ一つを廃止するだけで、先ほどおっしゃられて  
いた自主返納案の積算によれば三年間で七・八億  
円ですから、一年間約二・二、二・三億円でござ  
いますので、もうこれ、今、書いてあります委員  
会の会議録だけではなくて、本会議の会議録をわ  
ざわざ官報にして配っている。二か月後、本会議  
が開かれた二か月後に、我々参議院議員の全議員  
の事務所、衆議院の事務所等に配られていると。

こういうことを全会派でしっかりと議論して無駄  
なお金を削減すれば、私のあくまで一議員として  
の試算でございませけれども、この自主返納案で  
想定されている額のはるか以上の額が節減できる

のではないかとということでございます。

しかも、この三ページの衆議院の改革なんです  
が、ちよつと、余りこういう言い方はあれなんで  
すけど、あえて、委員長、お許しいただけます  
か、生ぬるいんですね、衆議院の改革。あくまで  
一議員としての見解でございませけれども、質問  
主意書しかやつていないんですね。質問主意書し  
かやつていない。しかも、下から二つ目のポツを  
御覧いただきたい、下から三つ目のポツなんです  
が、この質問主意書の印刷発注をやめるのを、何  
と来年の国会で試行して、再来年、二年後の通常  
国会でやるといふふう言っているんですね。

私、先ほどのこの印刷物の問題について参議院  
事務局の課長の皆さんと、あと事務総長にも話上  
げていただきましたけれども、誰もこんな、二年  
掛かるなんて誰も言わないんですね。六月二十六  
が会期末でございませので、月内は無理でも、ま  
さに選挙終わった後に各会派の知恵をみんな寄  
せ合えば、衆議院が、おつ、参議院にこんな改革  
やられたら我々も頑張らなきゃと思われような  
まさに良識の府の改革ができるのじゃないかとい  
うふう思う次第でございます。

さらに、次のページ、四ページ、五ページは、  
先ほど申し上げた選挙制度改革でございます。  
選挙制度の、今の合区の問題について岡田発議  
者から答弁を、これは問題であると考えていると  
いうような答弁をいただきました。私も一議員と  
しては、全く同じ問題でございます。合区を何と  
かして廃止して、全ての地域から県選出の参議院  
議員として国会に国民の声を届け、比例区の先生  
方も含め、参議院としての、立法院としての役割  
を何とかして果たせなさい。

ただ、最高裁の判決が関係になるわけございま  
すけど、この四ページは、先ほども申し上げま  
した昨年の五月七日の専門委員会に出された、残  
念ながら、民進党の、当時の民進党の会派代表意  
見でございます。下線部でございますけれども、  
実は、歴代の最高裁判決は都道府県選挙区が絶対  
駄目だとは言っていないんですね。参議院が衆議

院と違う役割を見出して、その役割を実現するた  
めに必要やむを得ない合理的な選挙制度というも  
のをちゃんと立法院の判断でするんであれば、そ  
れは一票の投票価値の平等との関係でも大いに検  
討に値する、再考に値するということを最高裁は  
言ってくれているんですね。

であるならば、次の五ページでございますけれ  
ども、参議院を地方問題を専門に、格差の問題、  
高齢化、本場に今、地方でいろいろ問題を抱えて  
おりますので、そうした地方問題を専門に審議す  
る。国家基本政策委員会がありますので、地方創  
生、まあ創生という言葉をあえて使いました。地  
方基本政策委員会というものを参議院に置いて、  
しっかりとこの地方問題を議論して、全国の都道  
府県知事に、ヒアリングなど、お越しいただくわ  
けでございます。しっかりと必要な立法等々、政府  
に対する提言等々を行つていく。このようなこと  
をやつていけば、私は、この自主返納案というこ  
と、もうそもそも必要でなかつたのではないかと  
いうふう思うわけでございます。

時間になりましたので、最後、岡田発議者に、  
以上のような私の、経費削減、また選挙制度の在  
り方についての見解を踏まえていただきまして、  
全会派の見地に立つてどうか、今後の在り方、参  
議院としての在り方について答弁を願いたいと思  
います。

○委員以外の議員(岡田直樹君) 小西先生からは  
経費削減に対する大変積極的、大胆な御意見を既  
に私個人としても承っておりますし、これは選挙  
後速やかにこの経費削減に全会派で取り組んで成  
果を上げてまいりたいと思っております。

それから、こちらの選挙制度の件につきまして  
も、私ども、先ほど申しました憲法論議とは別  
に、参議院の独自性を強化するとともに、地方重  
視の選挙制度を模索する有志の議員もございまし  
て、私どものネーミングでは参議院地方連携協  
会といったふうにな付けておりますけれども、そ  
うした会議体を常設して、地方自治体から意見を  
聴取し、それを国政に反映させる、そういうこと

で地方の院としての参議院の機能を強化すること  
によって衆議院とはまた違った選挙制度の構築も  
可能ではないかと、このように考えておること  
ありまして、これは選挙後速やかに各会派で御議  
論いただきと同時に、小西議員とも有益な意見交  
換をさせていただきたいと、このように存する次  
第でございます。

○小西洋之君 私も、経費削減策又は選挙制度は  
あくまでこの自主返納案の前にこの一年間すべき  
だったということ、そういう意味において、我が  
会派はそういう意味においても反対ではございま  
すけれども。

ちなみに、この参議院の選挙制度改革、東京大  
学の矢野先生という有名な法学部の先生も、こ  
れ、憲法違反は最高裁出さないであろうというよ  
うなことをおっしゃられておりましたので、そう  
したことを皆様とともに共有させていただきたい  
と思ひます。

終わります。ありがとうございました。